

議案第 8 1 号

新座市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する  
条例の一部を改正する条例

新座市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例（昭和 6 2 年新座市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分については、当該表示部分を加える。

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| <p>（保育料の額）<br/>第 3 条 [略]<br/>2 前項の規定にかかわらず、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用の開始又は終了の日が月の途中である場合又は災害<u>その他規則で定める事由により保育の提供がなされない場合</u>における保育料の額は、当該特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用の日数に応じ、同項の額を日割計算して得た額とする。この場合において、当該日割計算して得た額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> | <p>（保育料の額）<br/>第 3 条 [略]<br/>2 前項の規定にかかわらず、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用の開始又は終了の日が月の途中である場合における保育料の額は、当該特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用の日数に応じ、同項の額を日割計算して得た額とする。この場合において、当該日割計算して得た額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の新座市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

令和 4 年 8 月 3 0 日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

災害その他の事由により保育の提供がなされない場合における保育料の額の日割計算について定めたいので、この案を提出するものである。